

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

職員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）の職員に支給する退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程第3条第2項で規定する再雇用等職員には、適用しない。

(退職手当)

第2条 職員が退職したときは、この規程により退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の支給は、協会が職員について独立行政法人勤労者退職金機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することにより行うものとする。

(共済契約の時期)

第3条 新たに職員となった者については、採用になった月に中退共と退職金共済契約を締結する。

(掛金)

第4条 退職金共済契約の掛金は、会長が別に定める。

(掛金納付の中止)

第5条 職員が公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程の規定により、その月の2分の1の期間を超えて給与を支払われない場合、その月の掛金納付は停止する。

(退職手当の額)

第6条 退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(支給制限)

第7条 前条の規定にかかわらず、職員が免職又は解雇された場合は、退職手当を支給しないことができる。

2 前項に該当する場合は、会長は、中退共に退職金の全部又は一部の減額を申し出ることができる。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、職員に交付する退職金共済手帳により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が死亡した場合は、その遺族に退職金共済手帳を交付する。

3 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を当該職員又はその遺族に交付する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。